

## 関東地方知事会 二拠点居住等研究部会の設置について

### 1 目的

「新たな日常」により、新しい働き方・暮らし方が急速に進んでいるなかで、二拠点居住やワーケーションといった多様なライフスタイルを希望する人材が活躍できる環境形成について研究することで、都市部と地方部のつながりを強化するとともに、活力ある地方の実現を図る。

### 2 取組の視点

- (1) 構成都県における取組やノウハウの共有
- (2) 関東地方知事会として取り組む事業についての研究・検討（(1)の横展開等を含む）
- (3) (1)を踏まえた提言の作成

### 3 取組概要

- (1) 構成都県による取組状況等の調査  
構成都県における二拠点居住やワーケーションなどの取組状況や課題などを調査し、構成都県全体のノウハウ、問題意識として共有する。
- (2) 関東地方知事会として取り組む事業の研究・検討  
各都県が取り組んでいる事業の横展開等を含め、関東地方知事会として取り組むことで、多様なライフスタイルを希望する人材が活躍できる環境を形成し都市部と地方部のつながりを強化することができる事業について、研究・検討を進め、取り組む事業の提案を目指す。
- (3) (1)を踏まえた提言の作成  
構成都県の取組状況や各都県が抱える課題などを踏まえ、二拠点居住やワーケーションなどの検討を深め、活力ある地方を実現するための国への提言を作成する。

### 4 スケジュール(予定)

- 令和3年4月～：二拠点居住研究部会の設置に係る提案について意見照会
- 5月：関東地方知事会書面会議 研究部会設置承認
  - 6月～7月：取組状況等の照会、取りまとめ、論点整理、結果共有
  - 8月：Web会議（担当課長を想定）、提言案作成
  - 9月～10月：提言案（共同提案）意見照会、報告書とりまとめ
  - 10月：関東地方知事会議で報告発表、提言確定

## 関東地方知事会二拠点居住等研究部会設置要綱

### (設置)

第1条 「新たな日常」により、新しい働き方・暮らし方が急速に進んでいるなかで、二拠点居住やワーケーションといった多様なライフスタイルを希望する人材が活躍できる環境形成について研究することで、都市部と地方部のつながりを強化するとともに、活力ある地方の実現に向け、関東地方知事会に、関東地方知事会二拠点居住等研究部会（以下「部会」という。）を設置する。

### (検討事項)

第2条 部会は、前条の目的を達成するため、次の事項について検討する。

- (1) 二拠点居住等に関する取組の共有及び諸課題の整理
- (2) 二拠点居住等の推進に向けた連携方策等
- (3) 二拠点居住等の推進に向けた国等への提案・要望
- (4) その他必要な事項

### (構成)

第3条 部会は、関東地方知事会構成都県の二拠点居住等担当課室長（以下「担当課室長」という。）をもって構成する。

- 2 部会に座長を置く。
- 3 座長は、関東地方知事会会長都県の担当課室長がこれにあたる。
- 4 前項の規定にかかわらず、関東地方知事会会長都県の担当課室長が必要と認める場合は、座長は構成員の互選により定めることができる。

### (座長の職務)

第4条 座長は、会務を総理し、必要に応じて検討会を招集し、議長となる。

### (事務局)

第5条 部会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、座長の所属する都県の担当課室がこれにあたる。

### (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が別に定めるものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。